

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

総事業費：20,755千円 福祉あんしん課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

○対象者 246世帯（413人）

対象者①：ひとり親世帯 156世帯（253人）

【内訳】

- ・児童扶養手当受給者 150世帯（245人）
- ・公的年金受給者（障害年金・遺族年金） 6世帯（8人）

対象者②：コロナの影響により収入が減少したひとり親世帯 20世帯（30人）

対象者③：住民税非課税の子育て世帯 60世帯（130人）

○支給額

児童1人当たり**5万円**（18歳まで）

○スケジュール

対象者①：令和3年4月30日支給（申請不要）

対象者②：5月以降に申請受付開始、随時支給（申請が必要）

対象者③：6月下旬に対象者へ申請書送付、7月下旬以降随時支給（申請が必要）

○事業費

・事業費 20,650千円

・事務費 105千円

※10/10国庫補助（令和2年度国予備費に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）

【事業費内訳】

- | | |
|-------------------|----------|
| ・扶助費 413人×50千円 | 20,650千円 |
| ・需用費（消耗品） | 50千円 |
| ・役務費（通信運搬費・振込手数料） | 55千円 |